

東京都L Pガス事故防止に関する安全機器普及促進事業実施要綱

(制定) 令和5年3月29日付4環改保第1115号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）における自然災害発生時のL Pガス（液化石油ガス）による二次災害発生の未然防止を図るために、液化石油ガス販売事業者が実施する安全機器の導入に要する経費の一部を、東京都（以下「都」という。）が安全機器普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「安全機器」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年6月18日付20210531保局第5号）9.（2）③(i)又は(ii)の基準により流出防止等の措置を行う際に使用する機器（ベルト、鉄鎖又は容器収納庫等）をいう。
- 二 「小規模事業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者等であって、かつ、資本金が1,000万円以下の会社又は個人事業主をいう。ただし、次に掲げる要件に該当する者を除く。
 - ア 一の大企業（中小企業者、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合以外の者をいう。以下同じ。）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。
 - イ 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。
 - ウ 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

第3 本事業の内容

1 補助対象機器

補助金の交付対象となる安全機器（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 1メートル以上の浸水のおそれがある地域（都内に限る。）における一般消費者等への供給設備（既設のものに限る。）に設置されるものであること。
- 二 未使用品であること。
- 三 令和6年6月1日までに設置が完了されること。

2 補助対象事業者

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、法第6条に規定する液化石油ガス販売事業者であり、補助対象機器を都内の一般消費者等の供給設備に新たに設置し、かつ、令和6年6月1日までの設置計画を策定した者とする。ただし、次の各号に掲げる要件に該当する者を除く。

- 一 国又は地方公共団体が出資する法人若しくは団体
- 二 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- 三 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 四 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
- 五 法令に基づく必要な許可の取得又は、届出がなされていない者
- 六 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者、都から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の設置に要する経費（消費税及び地方消費税並びに公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費を除く。）のうち、次表に掲げるものとする。ただし、補助対象経費の中に、補助対象事業者の自社製品の調達分又は補助対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、利益等排除を行った経費を補助対象経費とするものとする。

区分	内容
設備費	安全機器の購入に要する費用をいう。ただし、メーカー希望小売価格があるものの場合は、これを超える額については補助対象としない。
設置工事費	工事に係る材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。 なお、供給設備の撤去・増設、施工に伴う外壁のリフォーム、基礎の打ち直し等の工事に要する費用は補助対象としない。

4 補助金の交付額

補助金の交付額は、次表のとおり算定した額（以下「算定額」という。）とする。ただし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金や補助等の経費の支援（以下「当該補助金等」という。）を受ける場合は、算定額から当該補助金等の額を控除した額とする。

液化石油ガス販売事業者のうち 小規模事業者等である者	補助対象経費に、3分の2を乗じて得た額（一円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額）の合計額
液化石油ガス販売事業者（小規模事業者等を除く。）	補助対象経費に、2分の1を乗じて得た額（一円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額）の合計額

第4 本事業の実施体制

都は、一般社団法人東京都LPガス協会と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

第5 予算措置

都は、都の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度から令和6年度までとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年3月29日付4環改保第1115号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。